

農地法4条、5条申請チェックリスト

○事前申請チェック

地区の確認	農地の種類(農振地区、および第1種農地は基本的に農転を認められない)	<input type="checkbox"/>
申請者について	申請者が本人の場合、4条申請、代理人や譲受人からの申請の場合は5条申請となる。	<input type="checkbox"/>

○申請書類チェック

必要書類	部数	内容	チェック
許可申請書	4		<input type="checkbox"/>
登記事項証明書 (全部事項証明)	2※		<input type="checkbox"/>
土地の地番証明図 (公図)	2※		<input type="checkbox"/>
土地の位置図	2※	該当箇所をマーキングし、コピーをしても位置が不鮮明にならないもの。	<input type="checkbox"/>
事業計画書 (様式第35号)	2※	転用目的は簡潔に記載する事。事業費の精査は慎重に行うこと。	<input type="checkbox"/>
土地利用計画図	2※	事業が完了したのちにどのような形で譲受人が管理していくのかを分かるように平面図を作成すること。	<input type="checkbox"/>
残高証明書または 融資証明書	2※	事業計画に記載された事業費を支払う能力の有無を確認する。	<input type="checkbox"/>
その他必要と認める 書類	2※	以下による、必要と認める書類を追加で請求することもある。	<input type="checkbox"/>

※原本1部、コピー1部

○その他必要と認める書類とは、以下による

- ・意見書:土地改良区域内で転用申請を行うもの
- ・工程表:1年以上におよぶ事業又は一時転用の場合
- ・委任状:代理人が申請を行う場合(様式は任意)
- ・平面図、立面図:建築工事の場合
- ・同意書、隣接者の同意書
- ・太陽光の場合は、地権者説明を行った資料
- ・実印:R4からは、実印を要しない(代理人の印鑑証明は必要)
- ・顛末書:転用許可が無いまま転用している事実が判明した場合
- ・事業の系統連系承諾書(事業者が東北電力等に発電した電力接続してよいという承諾)
- ・クリーンエネルギーコネクタライセンスがあるか。(登録事業者へ売却するルートは確保されているか)